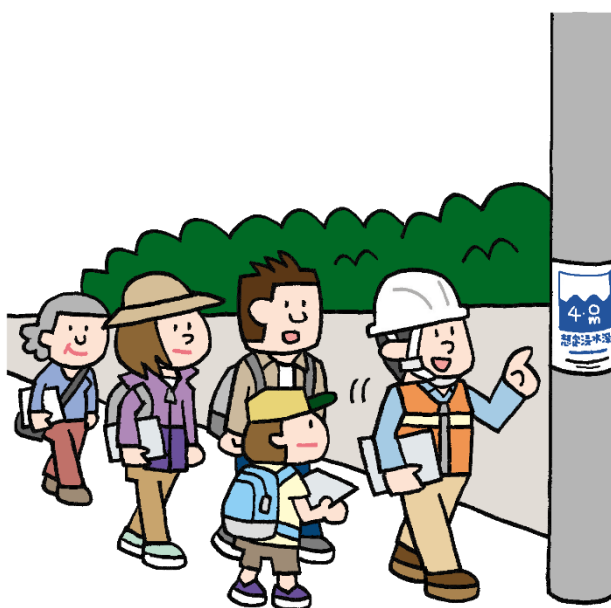


下大幡地区 サントウン宝地区 防災計画



令和7年

下大幡自主防災会
サントウン宝自主防災会

目 次

第1章 はじめに

- ① 目的 1
- ② 基本方針 1

第2章 災害の概要

- ① 地震編 2
- ② 水害編 7
- ③ 富士山噴火編 12

第3章 災害に対する予防計画

- ① 組織の充実 15
- ② 防災訓練の実施 16
- ③ 防災資機材整備充実..... 18
- ④ 避難行動要支援者への配慮計画..... 18
- ⑤ 日頃からの対策..... 19
- ⑥ 防災マップの整備..... 20

第4章 災害時の体制

- ① 防災委員の配備計画..... 22
- ② 災害時の連絡体制..... 23
- ③ 避難計画..... 23
- ④ 避難後の行動計画..... 24

第5章 資料編

- ① 下大幡自主防災会規約 26
- ② 下大幡自主防災会防災資機材備蓄一覧 28
- ③ サンタウン宝自主防災会規約 29
- ④ サンタウン宝自主防災会防災資機材備蓄一覧 31
- ⑤ 防災関係機関の連絡先一覧 32

第1章 はじめに

① 目的

災害時には近隣住民が連携を密にし、課題の解消や大規模災害時への対応に備えるとともに、消防団をはじめとする様々な地域活動団体との連携を図りながら、地域のすべての力を集結した取組みを進めることが重要であります。

また、生活様式の変化や高齢化社会において住民の自主防災組織への参加意識を高め、活動に参加しやすい工夫や新たな切り口による活動の活性化等が必要であります。

そこで、当地区では、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や事業者等、地域自らが対応できる体制をつくることを目的に本計画を作成するものであります。

② 基本方針

都留市地域防災計画の基本方針を踏まえて、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自分の命は自分で守る「自助」を実践したうえで、地域全体で助け合う「共助」に努めることとし、行政による「公助」での補完体制を基本として、それぞれの責務と役割を果たし、防災活動を実践します。

第2章 災害の概要

① 地震編

■都留市（下大幡・サントウン宝）が被害を受けることが想定される地震

最初に、都留市に被害をもたらす地震の種類等について述べます。

まず、なぜ日本は地震大国と言われるほど地震が多いのかについて説明します。

日本及びその周辺では、世界で起こっている地震の約 1/10 にあたる数の地震が発生しており、観測体制が整った明治以降でも多くの人的・物的被害をもたらす地震が発生しています。なぜ、このようなことが起きるのでしょうか？

地球の表面は、「プレート」と呼ばれる板のような岩の層で覆われていますが、日本は海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートや陸のプレートである北米プレート、ユーラシアプレートが接する境界に位置しています。

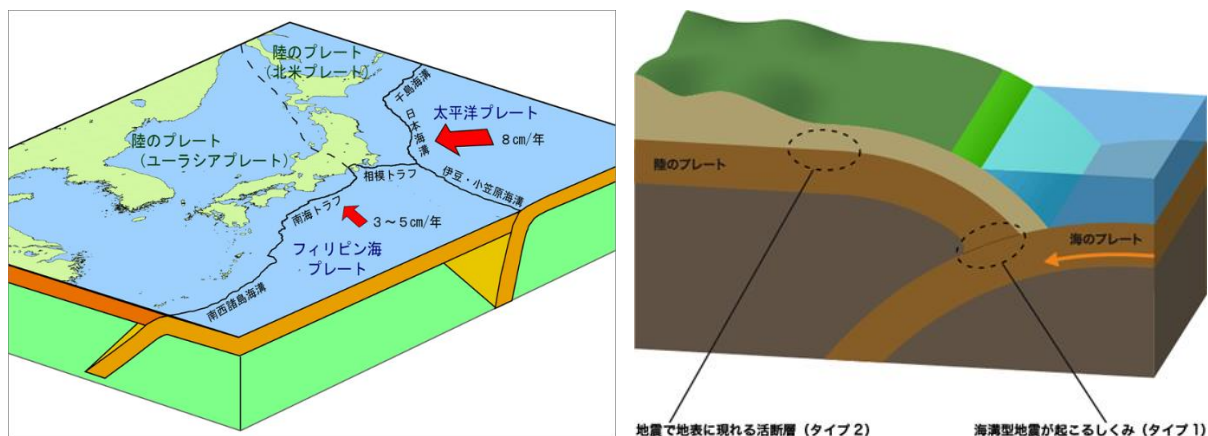
海のプレートは、陸のプレートの下に 1 年間に数 cm から 10cm 程度のゆっくりとした速度で沈み込んでいきますが、引きずりこまれた陸のプレートの先端部にひずみがたまり、100 年～200 年ぐらい経つとこのひずみの蓄積に限界がきて壊れてずれ動き、陸のプレートの先端部が跳ね返ります。

このときの衝撃で起きるのが「海溝型地震」（タイプ 1）で、2011 年東北地方太平洋沖地震のような巨大地震につながるケースがあります。

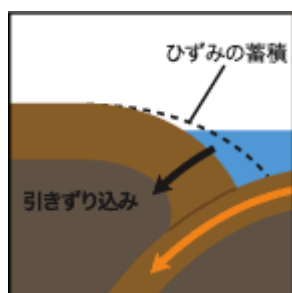
また、プレート内部で発生するのが「プレート内地震」です。とくに日本列島においては、上記のプレートの移動により圧縮されひずみが蓄積しつづけており、このひずみが限界まで達すると、日本列島をのせている陸のプレートの中で強度が弱い場所（＝断層）が壊れてずれ動きます。これが「活断層による地震（内陸型地震）」（タイプ 2）です。

この地震は、私たちの住む地面のすぐ下（地下約 5～20 km ぐらいの比較的浅い所）で起きるため、私たちの生活に大きな被害をもたらします。

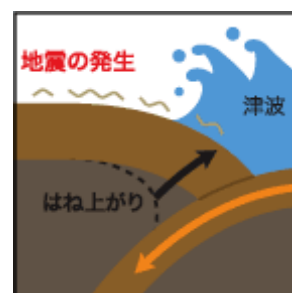
（資料：国土交通省HP）



海溝型地震が起こるしくみ（タイプ1）

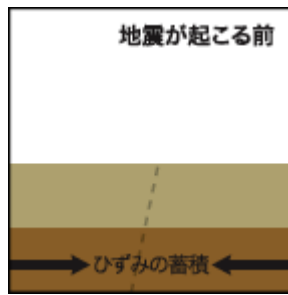


陸のプレートの先端が引きずり込まれ、ひずみが蓄積する

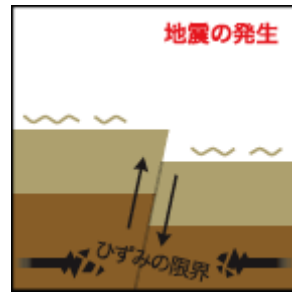


ひずみが元に戻ろうとして地震が発生。津波を伴う場合もある

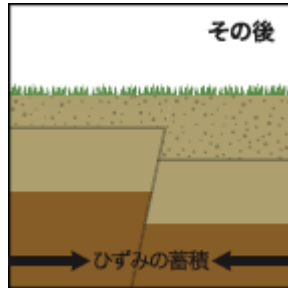
地震で地表に現れる活断層（タイプ2）



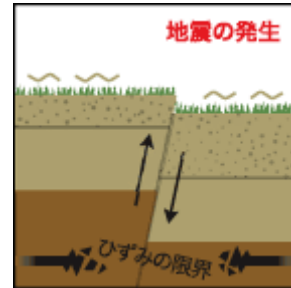
プレートの動きによる圧力がかかり、岩盤の弱い所にひずみが蓄積



ひずみが限界に達すると弱い所がずれて、地震が発生



長い年月をかけて別の地層が堆積し、断層のずれが分からなくなる



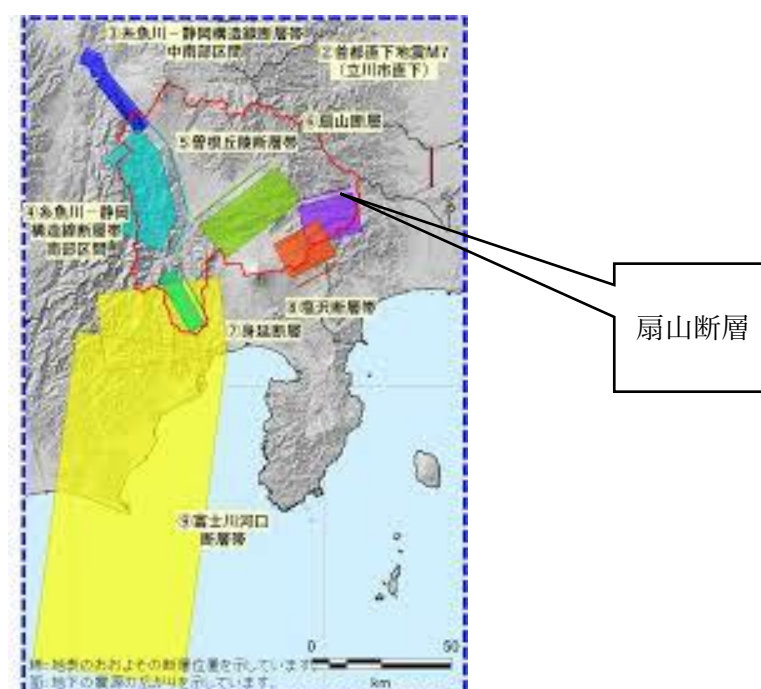
再びひずみが限界に達して断層がずれ、地震が発生する

○都留市に被害を及ぼす地震としては、次の地震が想定されます。

想定地震	想定地震についての説明	マグニチュード
南海トラフの巨大地震	静岡県から九州にかけて、広い地域で被害が発生する海溝型の地震です。山梨県は、震源は遠いものの、県中部～南部にかけて最大震度7の揺れが発生します。その結果、全壊する建物は6万棟以上、死者は約3,000人発生します。	9.0
首都直下地震 M7（立川市直下）	東京都・神奈川県・千葉県にかけて発生する海溝型の地震です。震源に比較的近い、県東部において、最大震度6強の揺れが発生します。その結果、全壊する建物は約4,000棟、死者は約200人発生します。	7.0
糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	山梨県西部において発生する活断層型の地震です。震源が位置する県西部において、最大震度7の揺れが発生します。その結果、全壊する建物は7万棟以上、死者は約3,000人発生します。	7.0

糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	山梨県北西部から長野県にかけて発生する活断層型の地震です。震源が位置する県北西部において、最大震度7の揺れが発生します。その結果、全壊する建物は約2万棟、死者は約1,000人発生します。	7. 0
扇山断層地震	山梨県東部から神奈川県にかけて発生する活断層型の地震です。震源が位置する県東部を中心に、最大震度7の揺れが発生します。その結果、全壊する建物は約2,000棟、死者は約100人発生します。	7. 0
曾根丘陵断層地震	震源が位置する県中心部において、震度7の揺れが広く発生します。その結果、全壊する建物は9万棟以上、死者は約4,000人発生します。	6. 1
首都直下地震 M8 (相模トラフ) ※参考	首都圏を中心に広い地域で被害が発生する海溝型の地震です。震源に近い県東部を中心に、最大震度7の揺れが発生します。その結果、全壊する建物は約3万棟、死者は約1,000人発生します。	8. 0

※ 宝地域に最も大きな被害をもたらす地震が「扇山断層地震」です。
理由は、笛吹市御坂町から大月市初狩町付近を横断し、神奈川県に抜ける断層が存在するからです。



■被害想定

地震による宝地域（下大幡・サントウン宝）の被害想定は発表されていないため、ここでは都留市全体の被害想定を掲載します。

【都留市の被害想定】 『避難者数』 資料「山梨県地域防災計画」

ケース	1日後			1週間後			1か月後		
冬18時8m	避難者数			避難者数			避難者数		
		うち 避難所内	うち 避難所外		うち 避難所内	うち 避難所外		うち 避難所内	うち 避難所外
南海トラフ	908	545	363	1,610	805	805	907	272	635
首都直下 地震M7 (立川市直下)	300	180	120	694	347	347	300	90	210
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 南部区間	16	10	6	32	16	16	20	5	15
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 中南部区 間	24	12	12	20	10	10	20	6	14
扇山断層	780	468	312	1,380	690	690	780	234	546
曾根丘陵 断層帯	458	275	183	2,252	1,126	1,126	1,201	360	841
首都直下 地震M8 (相模トラ フ)	3,948	2,369	1,579	7,254	3,627	3,627	4,483	1,345	3,138

『建物被害』

ケース	液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による消失棟数	合計	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
冬18時8m									
南海トラフ	5	42	431	1,027	8	18	0	444	1,087
首都直下 地震M7 (立川市直下)	5	41	120	413	7	17	0	132	471
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 南部区間	1	4	9	51	2	5	0	12	60
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 中南部区 間	0	1	6	41	1	2	12	19	44
扇山断層	5	41	207	583	11	24	19	242	648
曾根丘陵 断層帯	5	40	146	426	10	23	0	161	489
首都直下 地震M8 (相模トラ フ)	6	46	1,439	2,279	14	27	800	2,259	2,352

『人的被害』

ケース	死者(人)						
	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・ 自動販売機 の転倒	屋外・転倒 物・落下物	合計
冬18時8m		うち 屋内収容物					
南海トラフ	22	0	0	1	0	0	23
首都直下 地震M7 (立川市直 下)	6	0	0	0	0	0	6
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 南部区間	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 中南部区 間	0	0	0	0	0	0	0
扇山断層	11	0	1	1	0	0	13
曾根丘陵 断層帯	7	0	2	1	0	0	10
首都直下 地震M8 (相模トラ フ)	70	2	26	1	0	0	97

『負傷者』

ケース	負傷者(人)						
	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・ 自動販売機 の転倒	屋外・転倒 物・落下物	合計
冬18時8m		うち 屋内収容物					
南海トラフ	184	9	0	1	0	0	185
首都直下 地震M7 (立川市直 下)	6	0	0	0	0	0	6
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 南部区間	3	1	0	0	0	0	3
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 中南部区 間	0	0	0	0	0	0	0
扇山断層	100	11	1	1	0	0	102
曾根丘陵 断層帯	73	10	2	1	0	0	76
首都直下 地震M8 (相模トラ フ)	479	36	18	1	1	0	499

『うち負傷者』

ケース	うち負傷者(人)						要救助者数	
冬18時8m	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・ 自動販売機 の転倒	屋外・転倒 物・落下物		合計
		うち 屋内収容物						
南海トラフ	31	2	0	0	0	0	31	72
首都直下 地震M7 (立川市直 下)	9	1	0	0	0	0	9	20
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 南部区間	0	0	0	0	0	0	0	1
糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 中南部区 間	0	0	0	0	0	0	0	1
扇山断層	15	2	0	0	0	0	15	36
曾根丘陵 断層帯	11	2	0	0	0	0	11	25
首都直下 地震M8 (相模トラ フ)	479	36	18	1	1	0	499	537

② 風水害編

■都留市(下大幡・サントウン宝)が風雨等により被害を受けた災害及び被害想定
都留市は、約84%が山林で占められる山岳地帯であり、地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高いです。

宝地区でも、過去において大幡川の氾濫等により大きな被害を受けました。
宝地区を含めた主な災害は次のとおりです。

◎宝地区の過去の主な災害(市内全域被害含む)

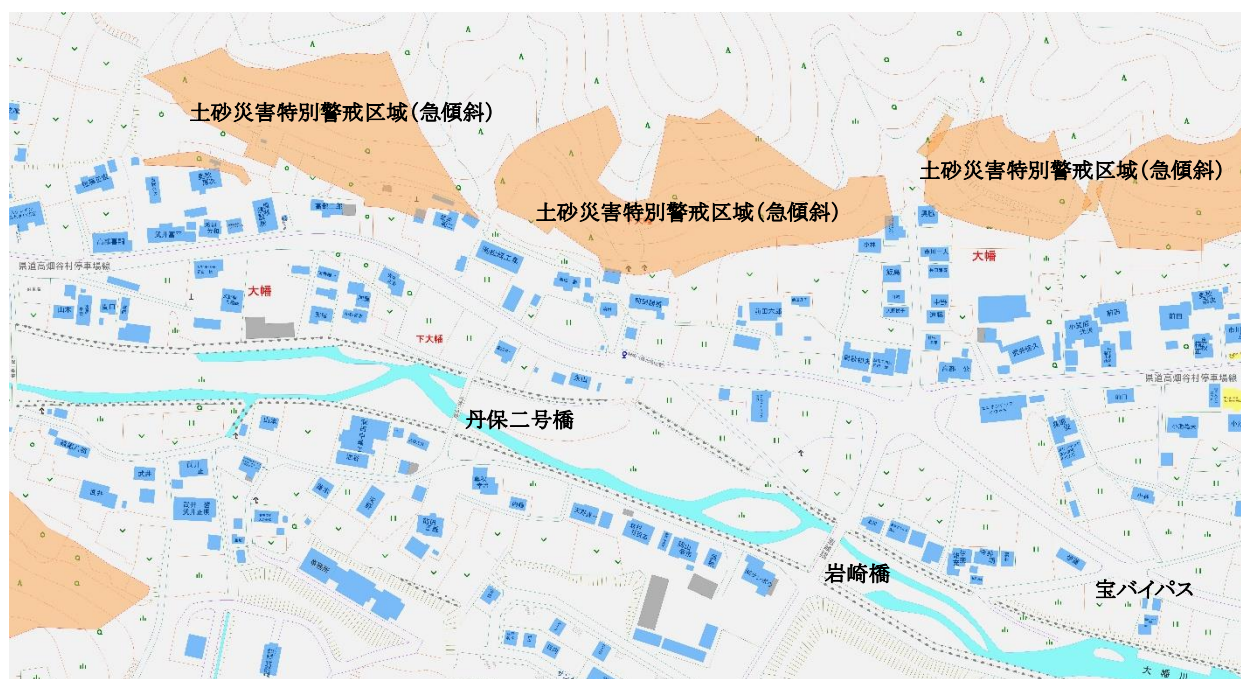
災害区分	災害発生日	災害地域	災 害 状 況
水 害	明治 40. 8. 23～24	大 幡 川 沿 岸地域	大幡方面：人畜家屋の被害甚大
水 害	昭和 34. 8. 12～14	市内全域	堤防決壊・道路・橋梁の流出等 63 箇所 被害甚大
台 風	昭和 34. 9. 27	市内全域	全壊 59 戸、半壊 132 戸
台 風	昭和 36. 9. 15～17	市内全域	負傷者 6 名、全壊 15 戸、半壊 28 戸 水稻の被害大
水 害	昭和 41. 9. 23～25	市内全域	特に宝地区の被害甚大
台風及び 大雨	昭和 57. 8. 1～3	市内全域	市内全域被害大 被害額 15 億有余円
台 風	昭和 58. 8. 16. 17	市内全域	市内各所で被害あり 被害額 4 億有余円

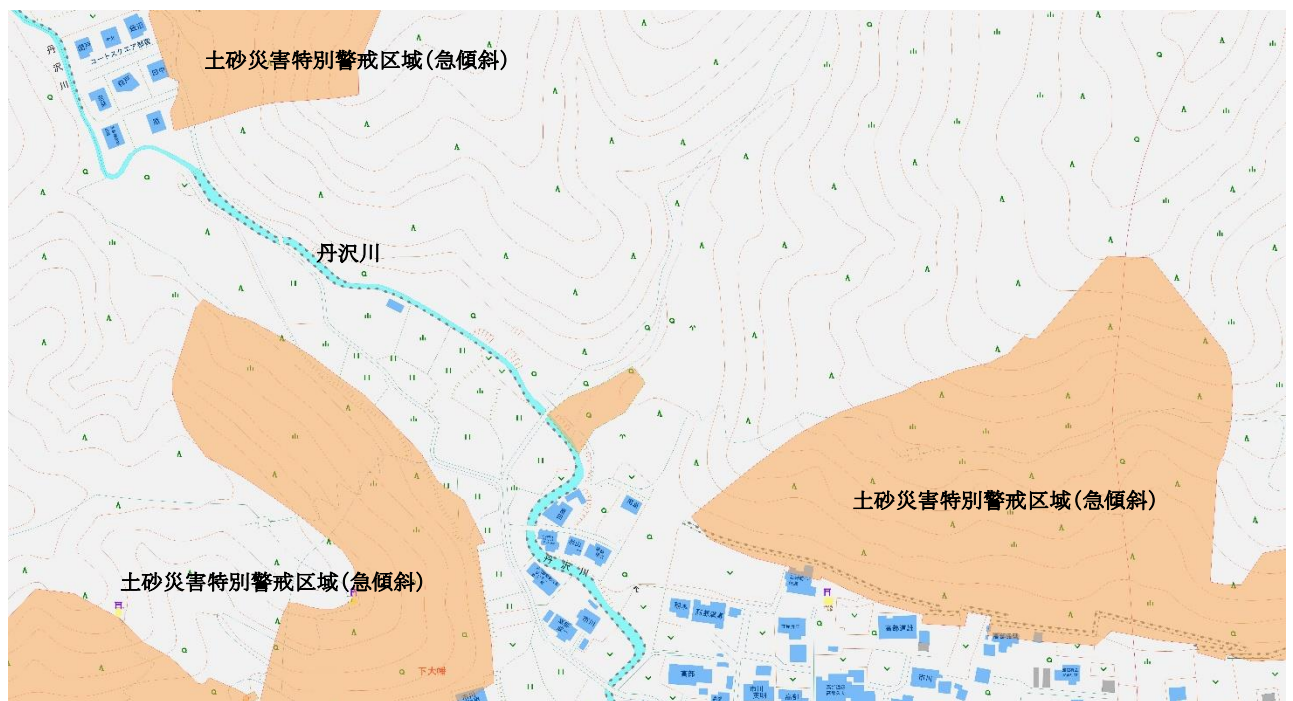
台 風	昭和 60. 6. 30～7. 1	市内全域	市内各所で被害あり 被害額 1 億有余円
台 風	平成 3. 8. 20～21	市内全域	市内各所で被害あり 被害額 1 億有余円
雪 害	平成 10. 1. 15～16	市内全域	市内各所で被害あり 家屋、公共施設等被害額 7 千万有余円
台 風	平成 23. 9. 1～6	市内全域	市内各所（避難勧告発令:88 世帯 204 名）土石流、がけ崩れ、河川氾 濫等 公共施設等被害甚大（負傷者 1 名）
雪 害	平成 26. 2. 14～15	市内全域	市内各所（最大積雪 108cm）軽傷 10 名 全壊 7 戸、半壊 10 戸、一部破損 62 戸 農林水産業施設等被害額 8 千万有 余円
台 風	令和元年 10. 12	市内全域	市内各所（避難勧告発令：市内全 域） 土石流、土砂崩れ、河川護岸崩落 公共土木施設等被害甚大

◆水害等により、下大幡・サントウン宝地区が被害を受ける可能性がある場所は次のとおりです。

 土砂災害特別警戒区域（急傾斜）

土砂災害特別警戒区域（土石流）は存在しませんが、土砂災害警戒区域（土石流）は何か所か指定されております。

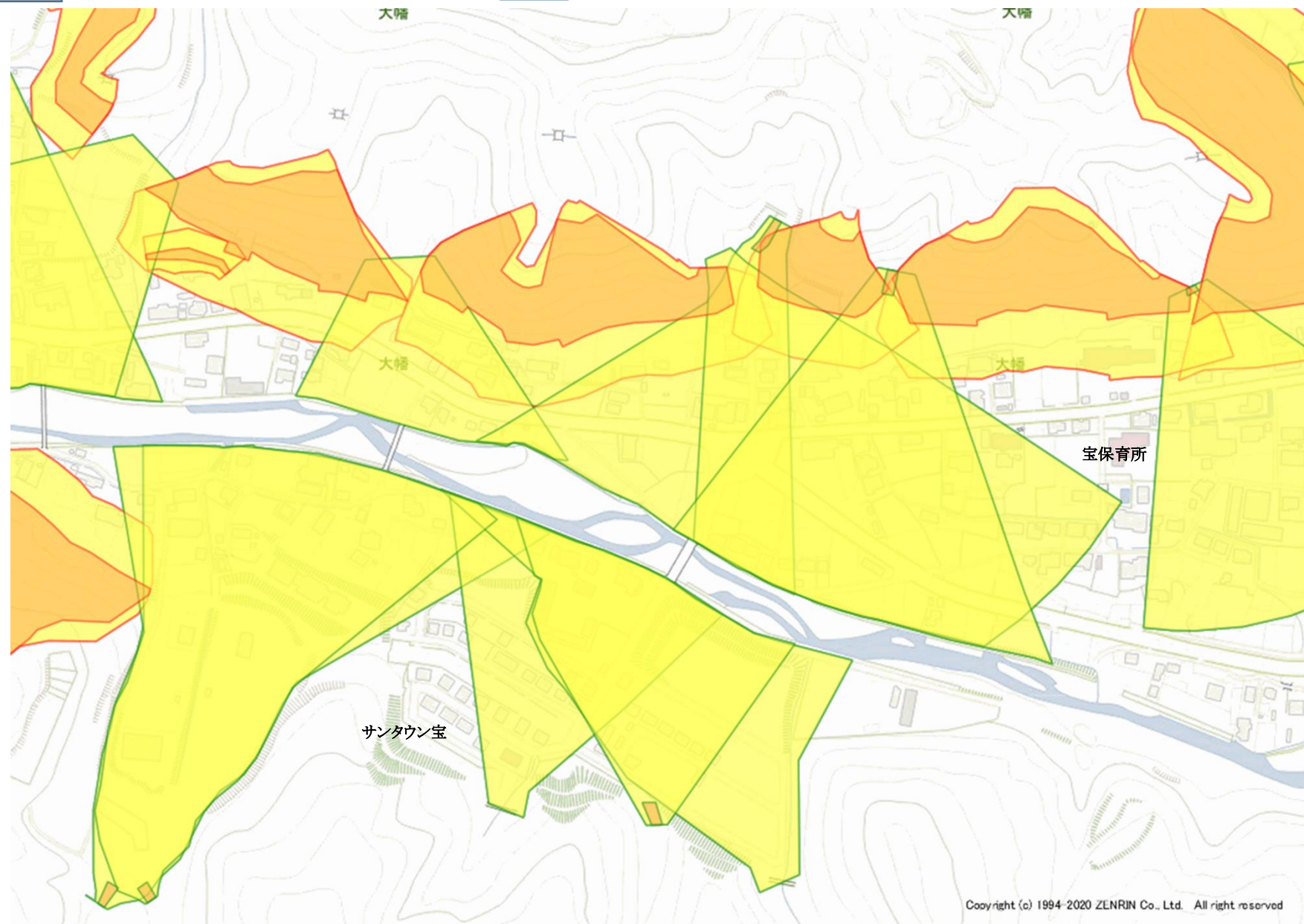


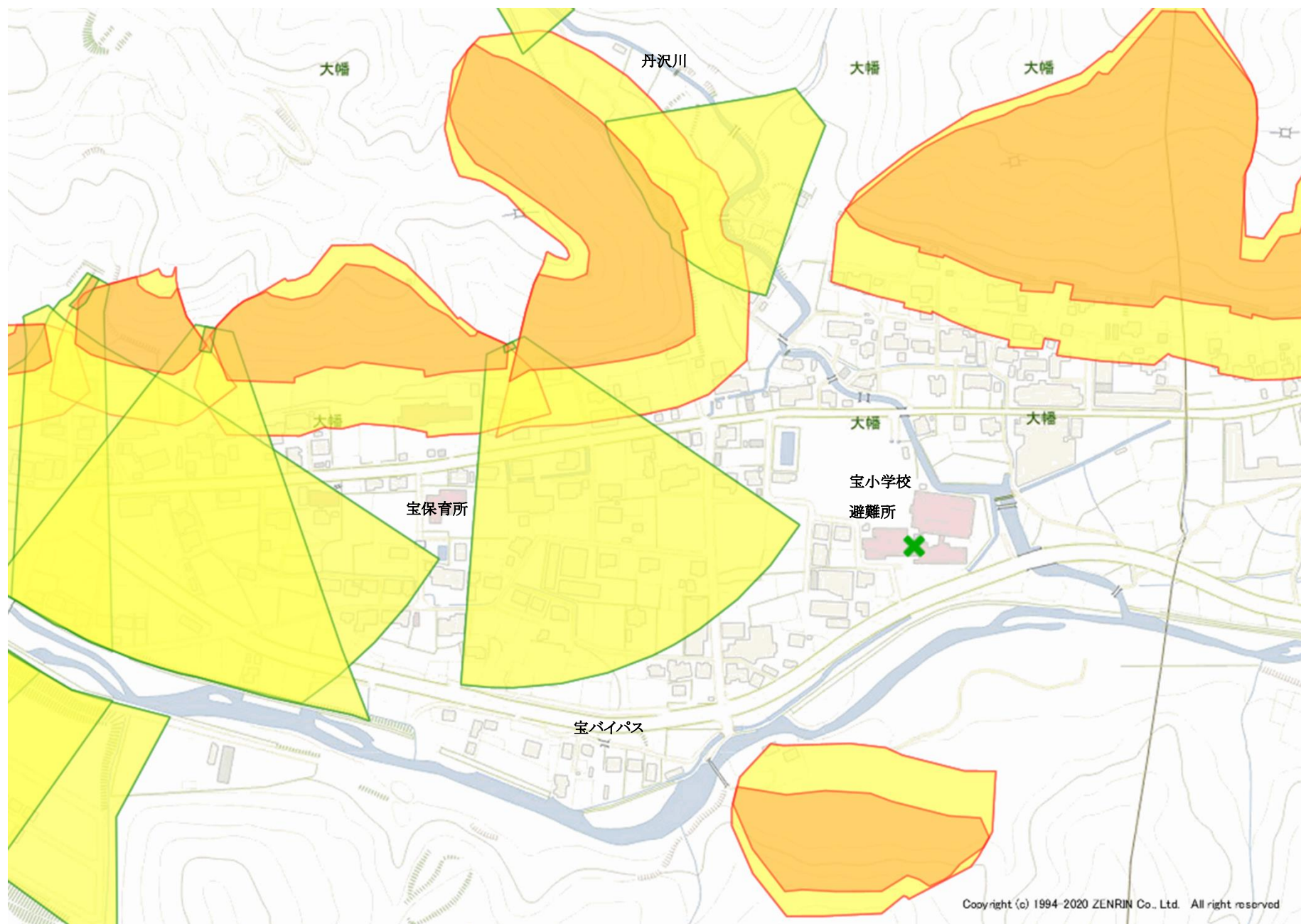


※上記の地図は、下大幡・サンタウン宝を4つに分け、それぞれ災害の危険性がある場所を示しています。

- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜）
- 土砂災害警戒区域（土石流）

土砂災害特別警戒区域（急傾斜） 土砂災害警戒区域（土石流）





③ 富士山噴火編

富士山は、約 70 万年前から 20 万年前までに活動した「小御岳火山」、約 10 万年前から 1 万年前まで活動した「古富士火山」と、それ以降、現在まで活動し続ける「新富士火山」に区分されている。

■小御岳火山の歴史

約 70～20 万年前。現在の富士山よりやや北側に小御岳火山噴火が誕生した。

■古富士火山の時代

約 10 万年前、小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも 4 回の山体崩壊を発生させた。

■新富士火山の時代

約 1 万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始。新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約 1 万年前～8 千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

◎富士山の主な災害の歴史

資料：「郷土史年表」等

800 年(延暦 19.4)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出(日本紀略)
864 年(貞観 6.5)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める(貞観大噴火)
1083 年(永保 3.2.28)	富士山大噴火
1435 年(永享 7.1.30)	富士山に火炎が確認
1559 年(永禄 2.2)	この月の申の日、富士の雪代が出水し、田畑集落を押し流す
1707 年(宝永 4.11.23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)
1951 年(昭和 26.3.6)	富士山麓に大雪代発生、忍野村 50 年来の大被害
1954 年(昭和 29.11.27 ～28)	低気圧の通過により富士山で大雪崩 死者:15 人
1980 年(昭和 55.8.4)	富士山で大落石事故 死者:12 人

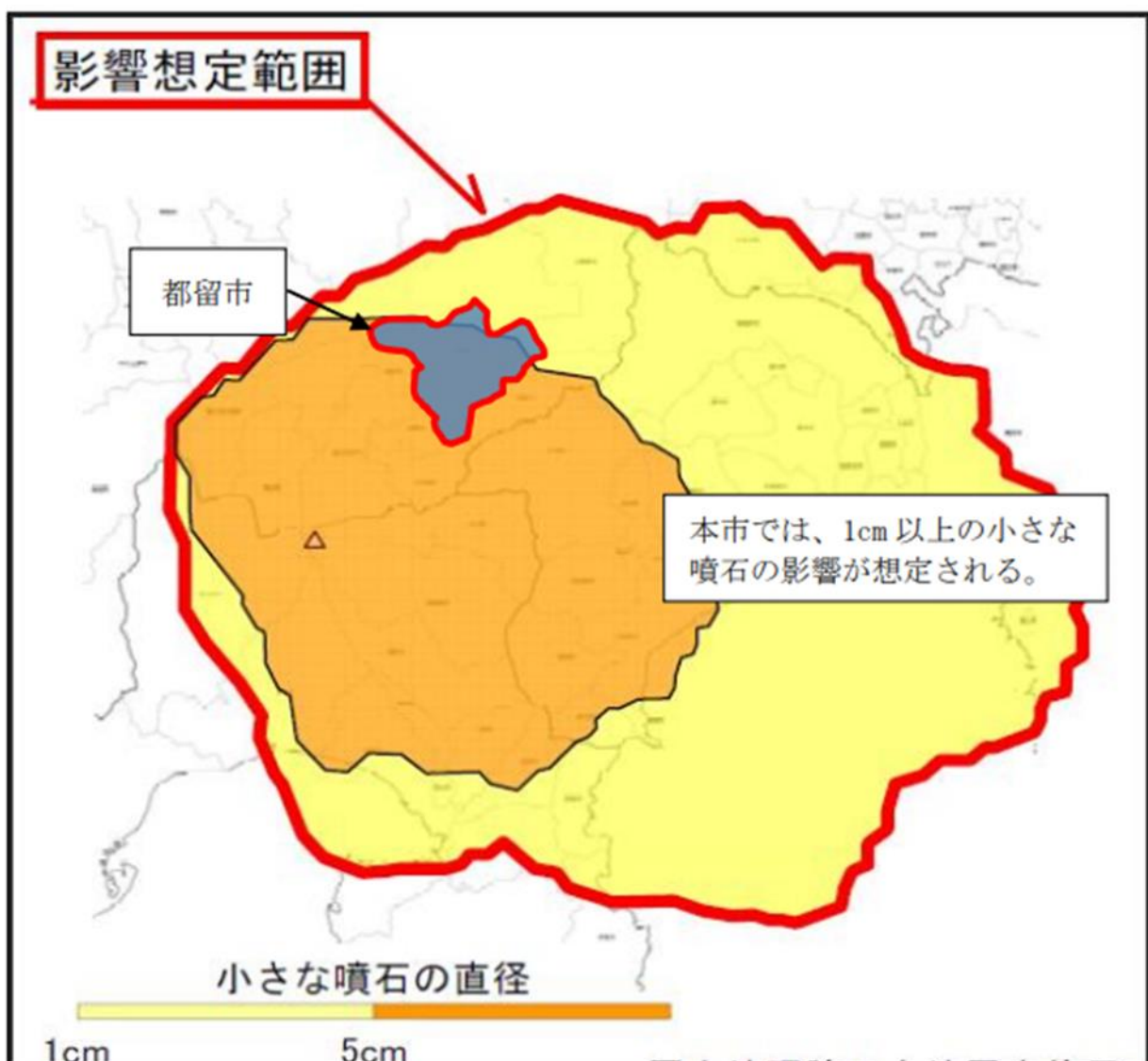
■都留市において想定される火山災害と影響

火山現象	内 容
融雪型火山泥流 (積雪期のみ)	山腹に積もった雪が火砕流等の熱で溶け、一気に溶けた水が斜面の砂を取り込んで高速で流下する現象であり、積雪期に限り発生する。流下速度が時速 60 km 超になることもあることから、噴火前及び噴火開始直後の避難とする。融雪型火山泥流からの避難先は、原則、避難対象エリア外の高所や堅牢な建物とする。
噴 石 (小さな噴石)	風の影響を受ける小さな岩塊。火山レキ及び低密度の軽石が降下する現象で、風の影響を受け、火口から 10 km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。小さな噴石は、身体への影響が想定されることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で、速やかに屋内に避難する。
降 灰	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると屋根に積もった降灰の重みにより、木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰を行うか堅牢な建物へ避難が必要になる。

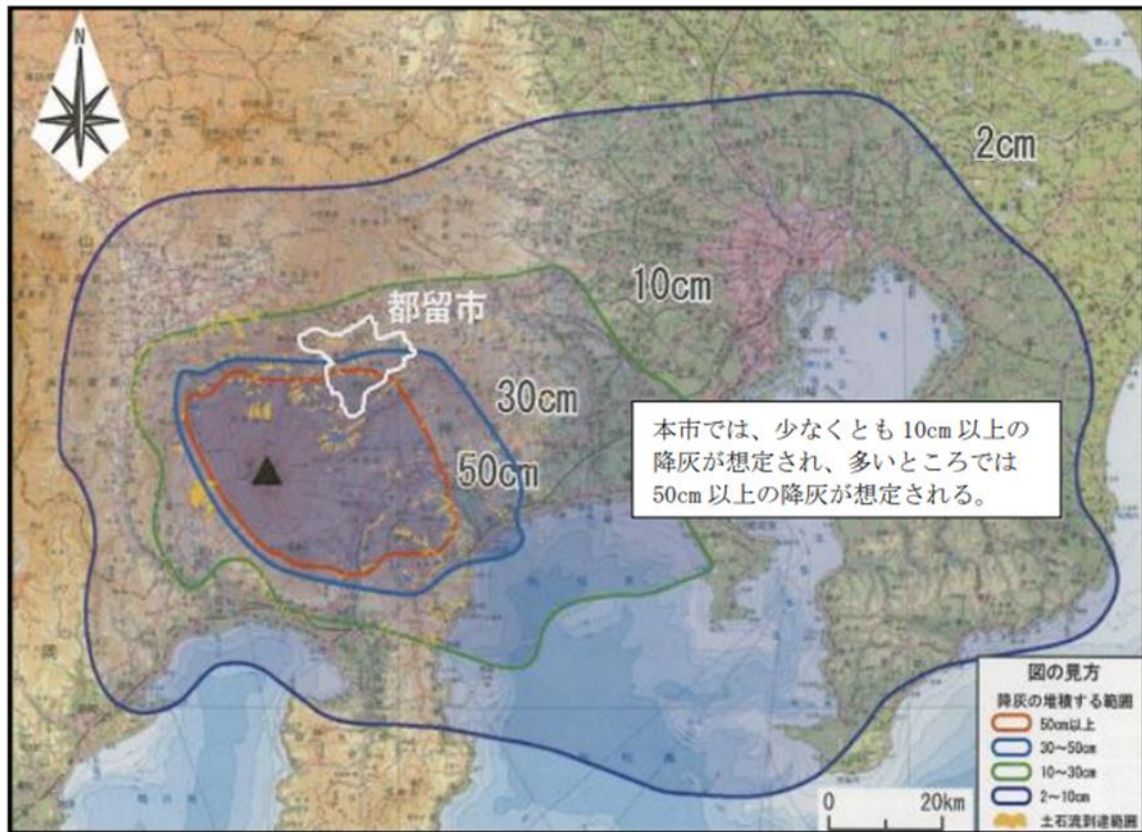
降灰後土石流	斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象である。降灰や火砕流で流下した火山灰等が、山の斜面に堆積した後に起こる降灰後の土石流は、通常より弱い雨で発生し、降灰を含んだ土砂は通常の土石流よりも広い範囲に流失する恐れがある。
溶岩流	1000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め、近くの木々を燃やす。流れの速さは、温度等の条件によって様々であるが、通常は人が歩く程度若しくはそれより遅い速さで、比較的遅く段階的な避難が可能となる。

◆下大幡・サタウン宝地区における富士山噴火による影響

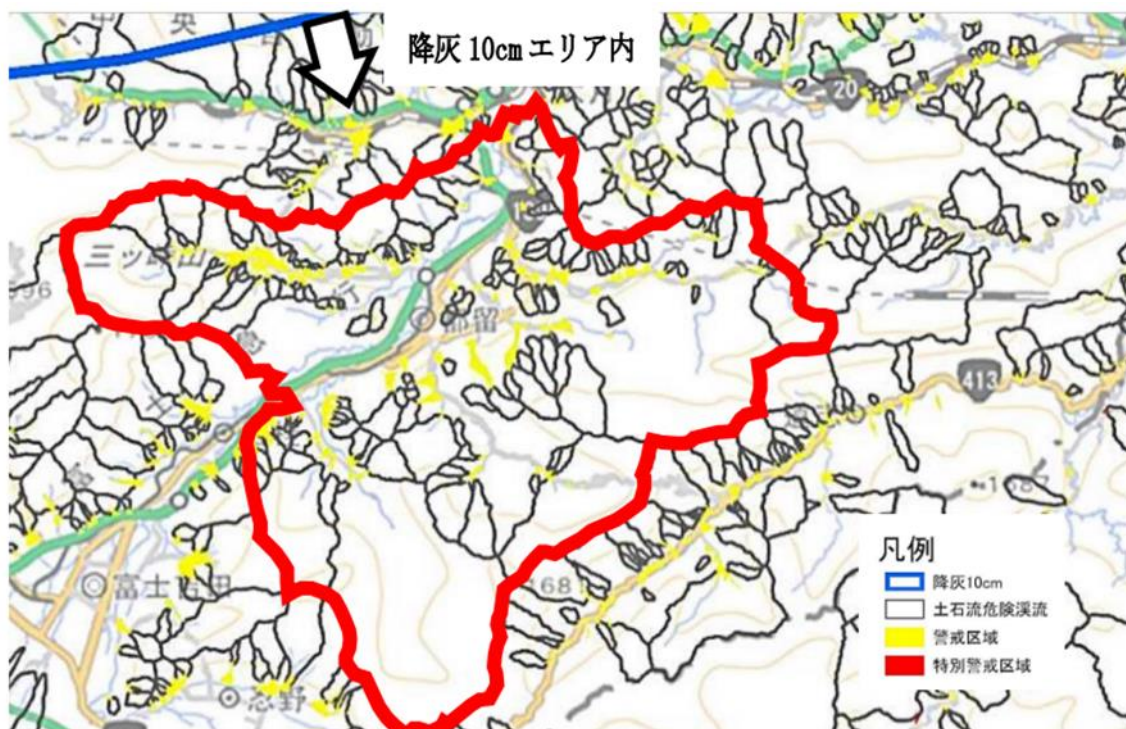
- ・小さな噴石の影響想定範囲



・降灰の影響想定範囲



・降灰後の土石流の影響想定範囲



第2章 災害に対する予防計画

① 組織の充実（下大幡自主防災会）

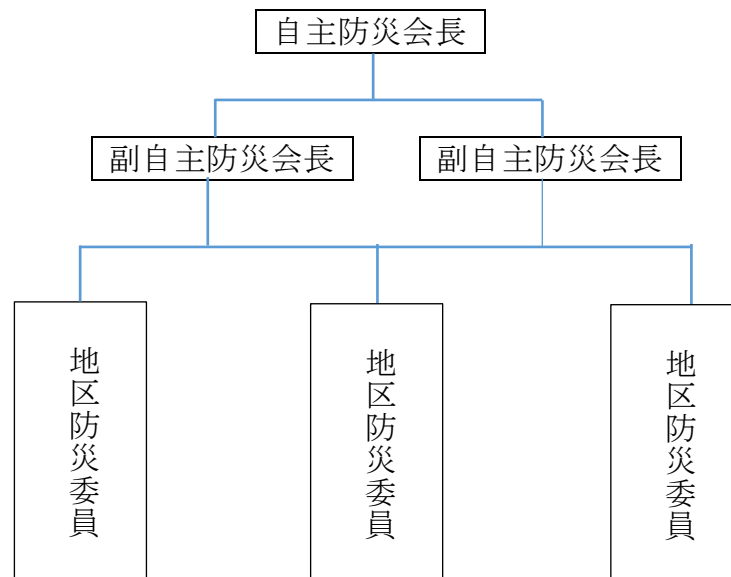
・下大幡自主防災会は、昭和55年に規約を策定し自主運営に努めてきたが、時代の流れとともに改正をする必要性が生じてきたことから、令和5年に規約の一部改正を行った。これを契機に持続可能な組織として機能するよう、役員に防災委員を置き組織の活性化に努めた。

今後においても、必要に応じて規約等の見直しを行い組織の充実に努める。

【防災委員の主な役割】

- ・防災訓練の企画及び運営
- ・防災に関する知識の普及・啓発
- ・災害発生時の避難誘導、救出救護等（災害時要援護者への対応）
- ・防災資機材の調達・備蓄

【組織図】



★防災委員については、持続可能な組織として機能できるよう年齢構成に配慮した人選に努めること

① 組織の充実（サントウン宝自主防災会）

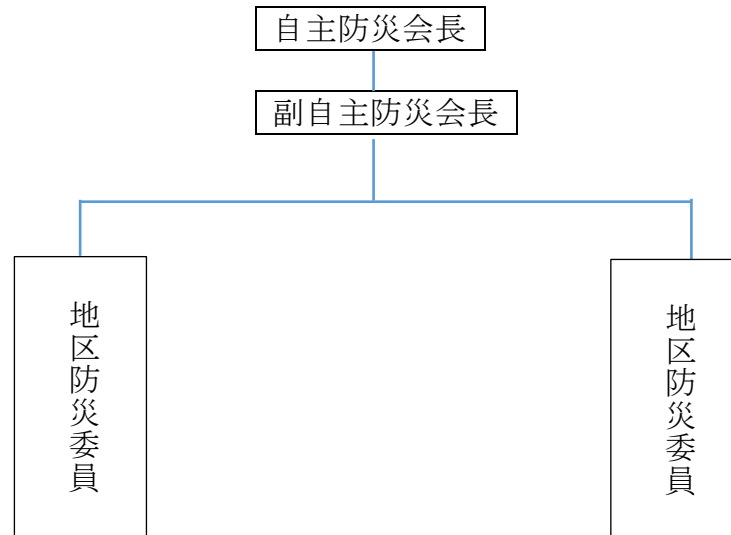
・サントウン宝自主防災会は、平成11年に自治会の発足と同時に自主運営に努めてきたが、令和7年地区防災計画策定を契機に規約を制定し、持続可能な組織として機能するよう組織の活性化に努めた。

今後においても、必要に応じて規約等の見直しを行い組織の充実に努める。

【防災委員の主な役割】

- ・防災訓練の企画及び運営
- ・防災に関する知識の普及・啓発
- ・災害発生時の避難誘導、救出救護等（災害時要援護者への対応）
- ・防災資機材の調達・備蓄

【組織図】



★防災委員については、持続可能な組織として機能できるよう年齢構成に配慮した人選に努めること

② 防災訓練の実施

◎下大幡自主防災会・サントウン宝自主防災会として実施する防災訓練は、年2回行うこととする。なお、必要に応じて臨時的に訓練を行うことができる。訓練の実施時期等については、次のとおりとする。

ア) 土砂災害防災訓練

- ・土砂災害の防止と被害の軽減を目的に、国（国土交通省）が定めた「土砂災害防止月間」である6月に併せて訓練を行う。
なお、この時期に市が地震防災訓練等を実施し、市内自主防災会等と連携して実施することが想定される場合は、市が定める要綱等に基づいた訓練を行うものとする。
- ・実施日 6月上旬（第一日曜日を基本とする）
- ・訓練内容 避難訓練、救急救命訓練、炊き出し訓練、避難所運営訓練など

イ) 総合防災訓練（大地震を想定）

- ・市が実施する総合防災訓練と連携した訓練を行う。
- ・実施日 9月1日又は防災月間（9月1日～9月30日）
- ・訓練内容 避難訓練、消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い）、救急救命訓練、情報伝達訓練、炊き出し訓練など
- ・その他 宝地域全体で**避難所運営訓練（役割は下記）**を実施する場合には、総合防災訓練の日に併せて行うものとする。

市指定避難所（宝小学校）における各自主防災会の役割

班 名	業 務	担当自主防災会
1. 総務班	①市災害対策本部との調整	上大幡自主防災会
	②避難所レイアウトの設定・変更	
	③防災資機材や備蓄品の確保	
	④避難所運営会議の庶務	
2. 被災者管理班	①避難者名簿の整理・管理	中津森自主防災会
	②安否確認等の問合せへの対応	
	③取材への対応（マスコミ、調査・研究者）	
	④郵便物・宅配便等の取次ぎ	
3. 施設管理班	①避難所の安全確認と危険個所への対応	下大幡自主防災会
	②避難所及び地域の防火・防犯	
4. 食料・物資班	①食料・物資の調達	金井自主防災会 厚原自主防災会
	②炊き出し	
	③食料・物資の受入れ	
	④食料の管理・配布	
	⑤物資の管理・配布	
5. 衛生班	①ゴミに関すること	サントウン宝自主防災会
	②風呂に関すること	
	③トイレに関すること	
	④清掃に関すること	
	⑤衛生管理に関すること	
	⑥ペットに関すること	
	⑦生活用水に関すること	
6. 情報班	①被害状況等の情報収集と情報の整理	平栗自主防災会
	②災害対策本部等への情報発信	
	③避難者、地域への情報伝達	
7. 救護班	①近隣の救護所や医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備える	加畑自主防災会
	②避難所内や近くの施設に医務室を設け、医薬品の種類、数量について把握する	
	③保健師による健康、栄養相談の実施、また心のケア対策、リフレッシュ対策などを災害対策本部に要請する。また、避難者の中に医師、看護師などの有資格者がいる場合には協力を要請する	
	④心身に衰えのある高齢者など避難所での生活が困難な人については、施設や病院への収容を要請する	
8. ボランティア班	①ボランティアの受入れ	高畑自主防災会
	②ボランティアの管理	
9. 要配慮者班	①避難所における要配慮者窓口の設置	サントウン平栗自主防災会
	②避難所から迅速・具体的な支援要請	
	③避難所における要配慮者支援への理解促進	

③ 防災資機材の整備充実

・備蓄品の整備計画

下大幡自主防災会、サントウン宝自主防災会の防災資機材は、防災倉庫に備え付け、自主防災会長が管理するものとする。また、備蓄品の整備については、その都度必要に応じて備えることとし、その予算は下大幡自治会、サントウン宝自治会の承認を得て自治会予算から支出するものとする。

なお、備蓄品を整備する際に、都留市の補助金の対象となる資機材については、積極的に補助申請すること。

・防災資機材一覧は、第4章 資料編に掲載

④ 避難行動要支援者への配慮計画

防災委員は、災害時の避難行動が困難な方を対象に、市から自主防災会に提供される「避難行動要支援者名簿」をもとに避難等の支援に当たる。この際の支援体制は以下のとおりとする。

防災委員は、災害時に避難が必要な住民を避難所まで連れていく。(ただし、家族等に避難できる体制がある場合は避難先を知らせ他者の避難誘導に当たる)

・避難所の指定

避難先は、避難者の状況に応じて決めることとする。

避難所の名称	所在地	電話番号
宝小学校	都留市大幡 1 1 4 3	4 3 - 2 6 6 4
宝地域コミュニティセンター	都留市中津森 7 1 8	4 5 - 6 6 8 8
下大幡自治会館	都留市大幡	

※自治会館の利用は、風水害時のみ

なお、障がい者、寝たきりの高齢者など、一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な方等は、専用避難所（福祉避難所）に避難する。

【福祉避難所】

避難所の名称	所在地	電話番号
いきいきプラザ都留	都留市下谷 2516 番地 1	0554-46-5111 (衛星携帯電話) 090-3231-8186
まちづくり交流センター	都留市中央三丁目 8 番 1 号	0554-43-1321

⑤ 日頃からの対策（個人）

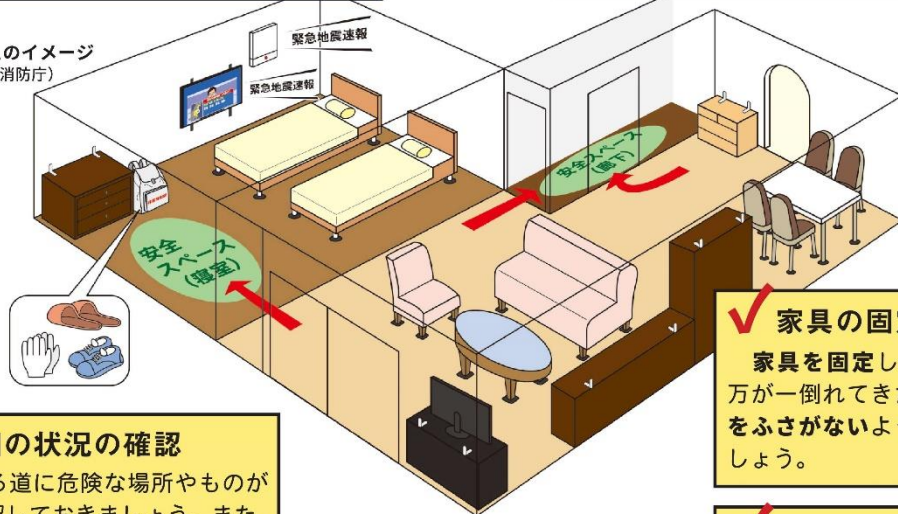
地震の揺れは突然襲ってきます。いつ揺れに見舞われても身を守ることができるように、屋内・屋外問わず周囲の状況や避難経路を確認し、揺れに備えましょう。

（例）

✓ 備蓄・非常持ち出し品の準備
非常時の水・食料の備蓄や、非常用持ち出し品を準備しておきましょう。

✓ 安全スペースの確保
室内になるべくものを置かない「安全スペース」（ものが落ちてこない・倒れてこない・移動しない空間）を作っておきましょう。

室内の備えのイメージ
（資料：東京消防庁）

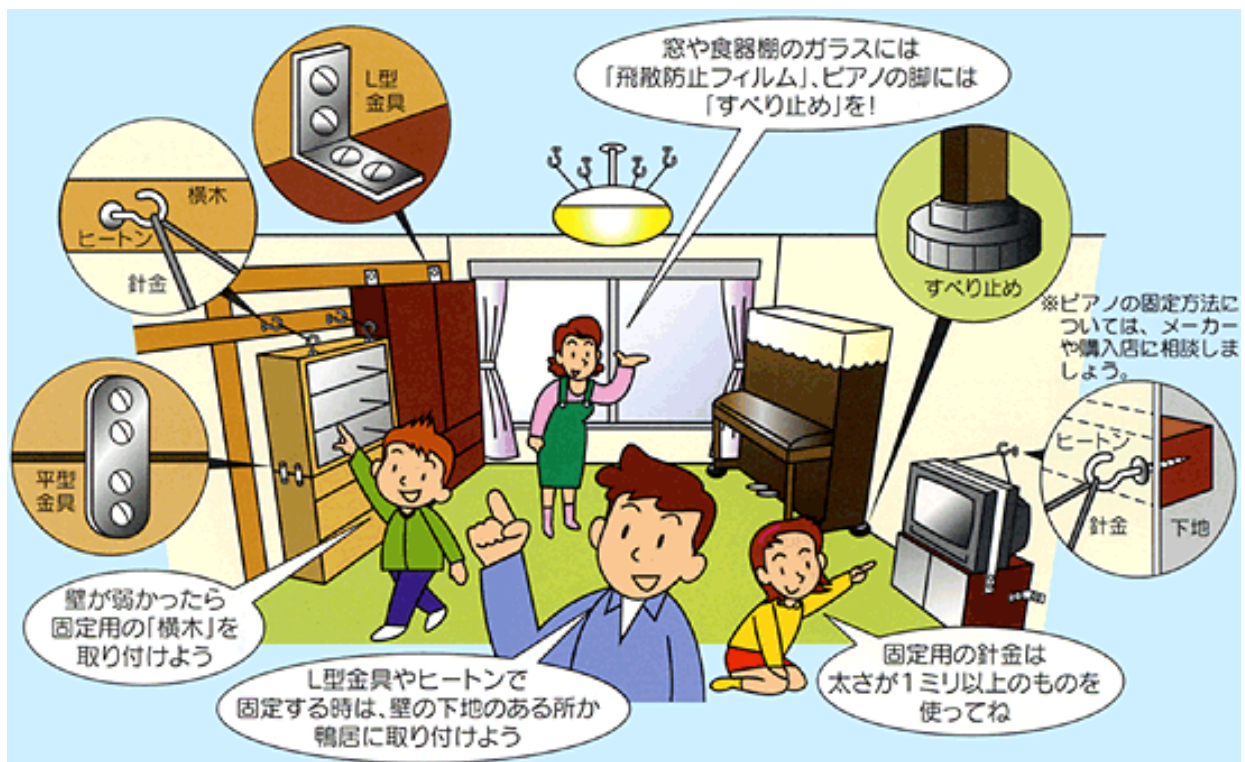


✓ 周囲の状況の確認
普段通る道に危険な場所やものがないか確認しておきましょう。また、地盤の弱い場所や地震によって地盤の緩んだ場所では、降雨などにより土砂災害が発生することがあります。前もって周囲の状況を確認しておきましょう。

✓ 連絡手段の確認
地震が発生したときの連絡手段や集合場所について、あらかじめ家庭で話し合っておきましょう。

✓ 家具の固定
家具を固定しましょう。また、万が一倒れてきた場合でも、通路をふさがないように配置を考えましょう。

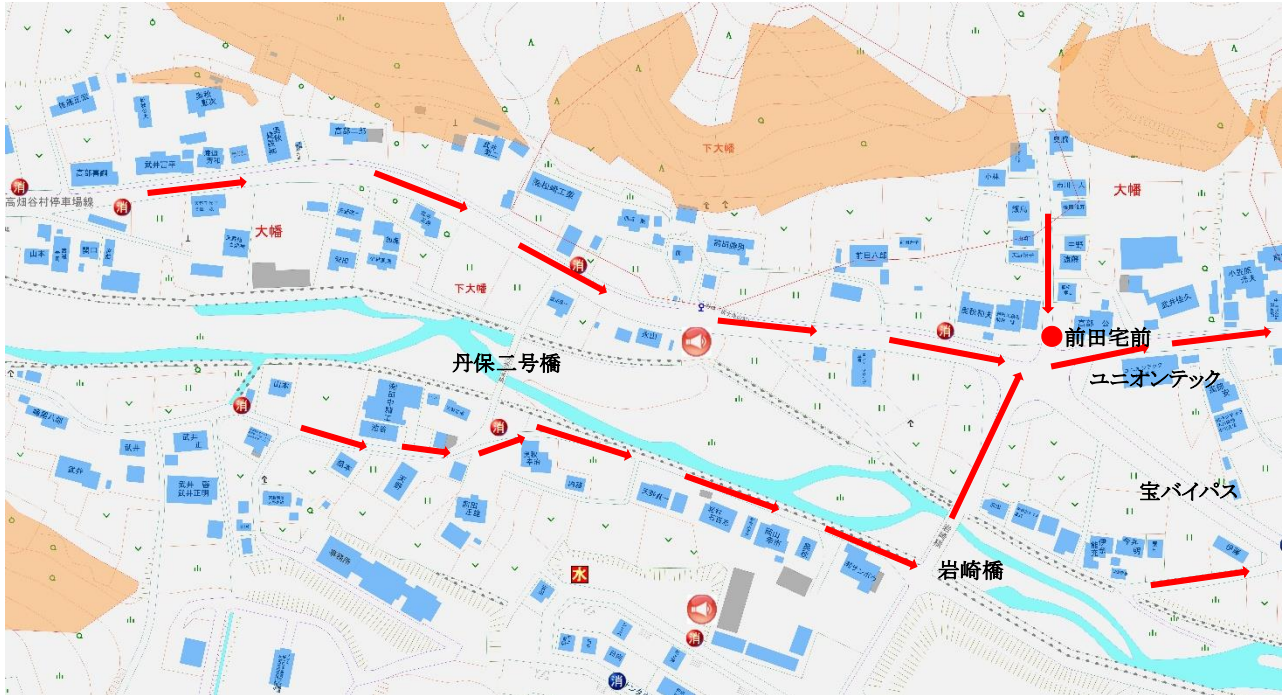
✓ 訓練に参加しよう
本当に地震が起こったときに、あわてずに身の安全を図ることができますか？積極的に訓練に参加しましょう。

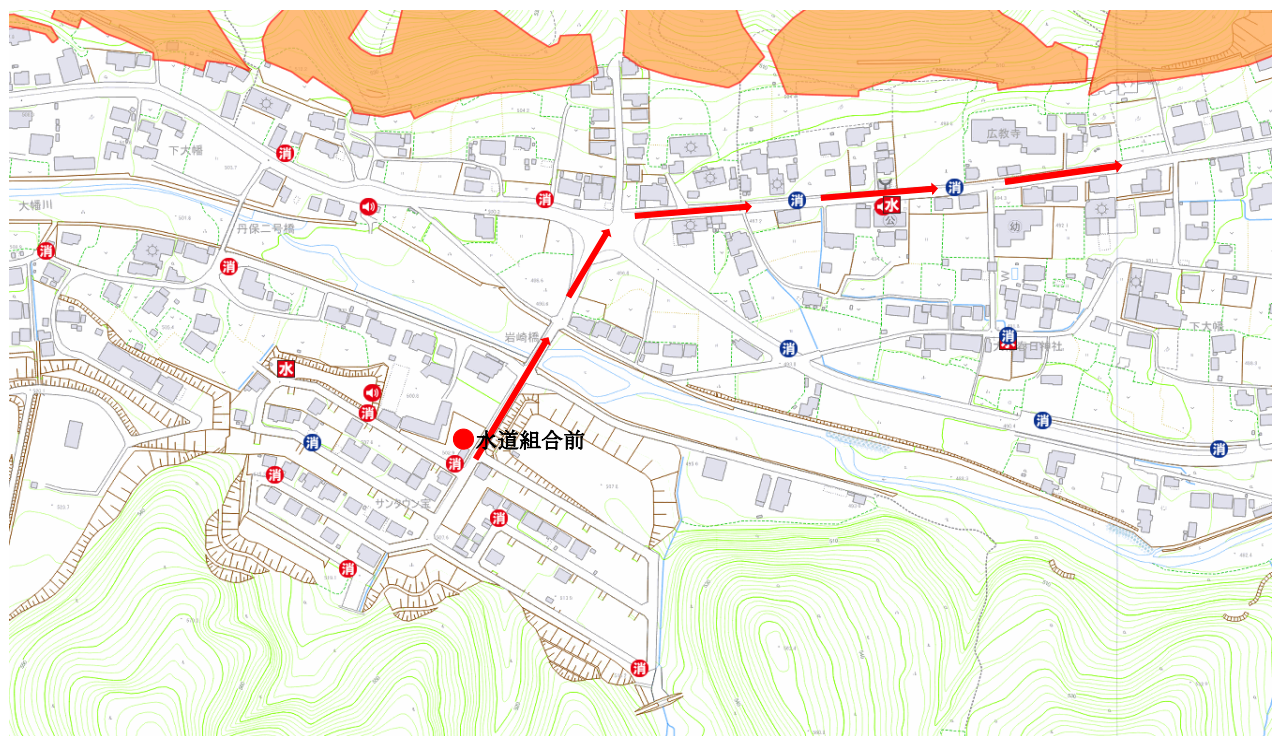
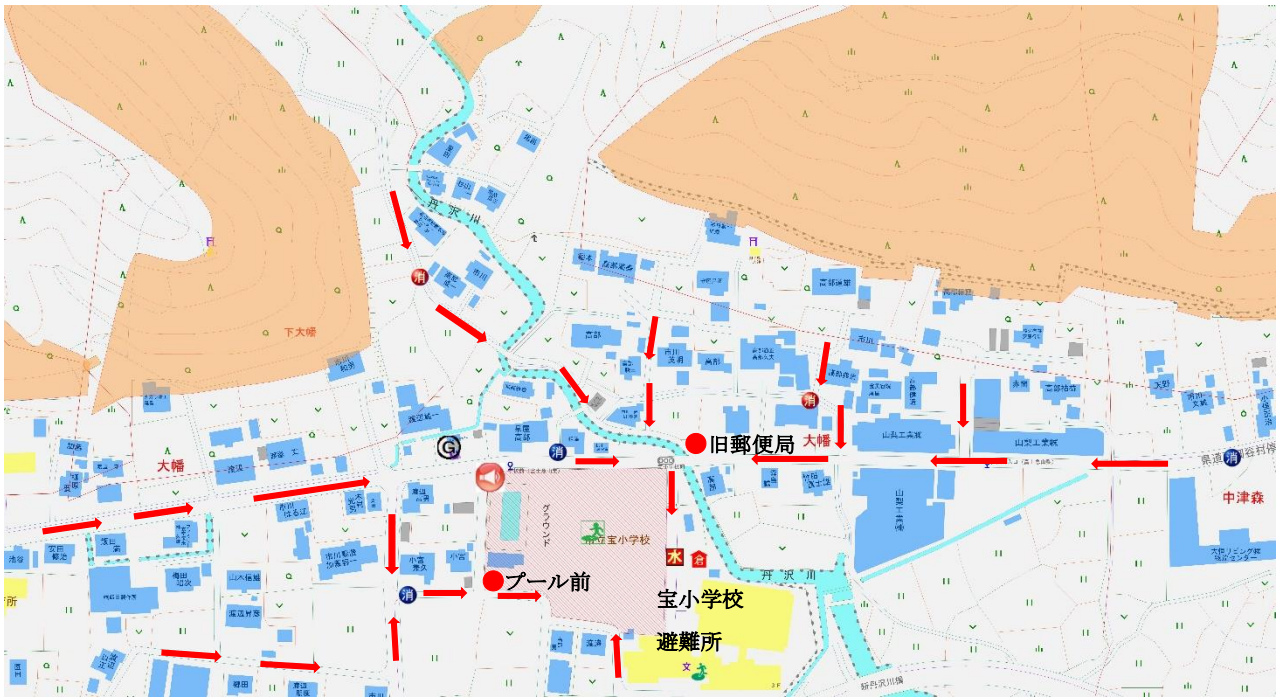


⑥ 防災マップの整備

- ・下大幡地区・サントウン宝地区の防災マップ（パウチ《リング付き》にて作成）は、各世帯に1部備え付け、防災訓練等の機会に活用する。
- ・なお、防災マップは必要に応じて見直すこととする。

避難経路





第3章 災害時の体制

① 防災委員の配備計画

- ・防災委員の配備体制は次の基準による。

《風水害等の一般災害の場合》

	配備基準	配備内容	配備の人員等
注意 配備	次の注意報の一以上が発表されたとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報 ウ 大雪注意報	各防災委員は情報収集により、警戒配備への準備態勢を整える。	自主防災会長及び副自主防災会長は自宅待機とする。
第一 配備	次の警報の一以上が発表されたとき ア 大雨警報 イ 洪水警報 ウ 暴風警報 エ 大雪警報	市指定自主避難所、市指定避難所及び福祉避難所が開設された場合（防災無線等で確認）は、各防災委員は出動できる体制を整え自宅待機。	・全防災委員自宅待機（自主防災会長からの出動指示を待つ） ・自主防災会長の指示により、避難行動要支援者宅を訪問（グループ毎）
第二 配備	1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 次の特別警報の一以上が発令されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報	・避難行動要支援者は全員避難。（確認） ・危険区域及びその隣接区域に居住している世帯の避難を促す。	全防災委員は、グループ毎に左記の事項を行う。
第三 配備	1. 大規模災害が発生した時、又は発生する恐れが高い時 2. 市が災害対策本部を設置した時	・避難者の確認 ・市と連携し避難者名簿の作成	・全防災委員は、避難所に常駐し、避難者に寄り添う行動 ・市の指示により避難所運営を行う場合には「被災者管理班」としての業務に当たる

《地震災害の場合》

	配備基準	配備内容	配備の人員等
注意 配備	震度3の地震を観測した時	各防災委員は情報収集により、警戒配備への準備態勢を整える。	自主防災会長及び副自主防災会長は自宅待機とする。
第一 配備	震度4の地震を観測した時。又は、都留市を除く富士東部で震度5弱以上を観測した時	市指定自主避難所、市指定避難所及び福祉避難所が開設された場合（防災無線等で確認）は、各防災委員は出動できる体制を整え自宅待機。	・全防災委員自宅待機（自主防災会長からの出動指示を待つ） ・自主防災会長の指示により、避難行動要支援者宅を訪問（グループ毎）
第二	1. 震度5弱又は5強の地震を観測した時	事態の推移に伴い、全防災委員は出動準備	全防災委員は、グループ毎に一時避難場所に集合（避難者

配 備	2. 市が災害警戒本部を設置した時		名簿持参)
第 三 配 備	1. 震度 6 弱以上の地震を観測した時 2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 3. 市が災害対策本部を設置した時	・避難者の確認 ・市と連携し避難者名簿の作成	・全防災委員は、グループ毎に一時避難場所に集合(避難者名簿持参) ・全防災委員は、避難所に常駐し、避難者に寄り添う行動 ・市の指示により避難所運営を行う場合には「被災者管理班」としての業務に当たる

② 災害時の連絡体制

・自主防災会長又は副自主防災会長及び庶務担当は、携帯電話のライン、メール等により「出動」等の連絡を防災委員に行うこと。

なお、携帯電話等での連絡が不可能な場合には、上記の配備計画により行動すること。

③ 避難計画

・地震及び風水害発生時の避難計画

災害の発生により自宅が倒壊、又は半壊等により居住できる状態でなくなった時、又はその恐れがある場合は、一時的に次の避難場所に避難する。ただし、風水害(台風や大雨による災害)では、一時避難場所には避難せず、開設している避難所を確認後、直接避難所に避難する。

この際、避難行動要支援者がいる場合には、防災委員は当該者のお宅を訪問し安否確認をするとともに、避難するか否かを確認し、避難する場合は一時避難場所または避難所まで連れていく。(高齢者等避難及び避難指示が発令された場合には必ず避難させる)

なお、避難する際は必要最低限の生活用品等を持ち避難する。

岩崎上・中グループ＝(岩崎上組、岩崎中組)

一時避難場所：前田茂氏宅前

岩崎下グループ＝(岩崎下組)

一時避難場所：下大幡自治会館

大門グループ＝(大門組)

一時避難場所：ちびっこ広場

御北・久保グループ＝(御北組、久保組)

一時避難場所：宝小学校前(プール側)

御太刀上・下グループ＝(御太刀上組、御太刀下組)

一時避難場所：旧郵便局



サントウン宝グループ

一時避難場所：都留市指定水道工事店組合前

※一時避難所：地域住民が一時的に避難や集合し、状況、安否確認する場所です。



それぞれの一時避難場所に避難した後の行動は・・・？

【避難所を決定する】

■避難者は、市指定避難所である「宝小学校」、市指定自主避難所である「宝地域コミュニティセンター」または、土砂災害の時のみに使用する自主防災会選定避難所である「下大幡自治会館」のいずれかに避難する。避難所の決定には、安全確認等の作業が必要であるため、一時避難場所にいる防災委員に確認の上避難所を決定する。

なお、自宅が危険な状態ではなく通常生活が送れる状況であれば自宅に戻ることも可能とする。

■土砂災害の時のみに使用する「下大幡自治会館」については、自治会館が安全であるかを、岩崎下グループの防災委員と連絡を取りあい避難所として利用できるか判断する。

また、避難者が自宅に戻る場合は、あくまで本人の判断により決定する。ただし、自宅が生活できる状態ではなく著しく危険を伴う場合には、本人の意思に関係なく避難所に避難させる。

【避難者名簿の作成】

■防災委員は避難者名簿（様式）を用意

※ 避難者名簿の様式は常時自宅に保管し一時避難場所に持っていく（全防災委員）

■避難者名簿は避難世帯ごと記入する

（宝小学校、宝地域コミュニティセンター、下大幡自治会館ごとに記入）

※ 一時避難場所で名簿を作成できない場合（降雨や降雪等）は、避難所に到着してから名簿を作成する（避難所となる宝小学校、宝地域コミュニティセンター及び下大幡自治会館にも避難者名簿は備えてあります）

【避難開始】 次のいずれかの避難所に避難

■防災委員が誘導して宝小学校に避難（自主防災会が決定した避難順路）

（必要最低限の身の回り品、食料等を持って避難）

■防災委員が誘導して宝地域コミュニティセンターに避難（自主防災会が決定した避難順路。必要最低限の身の回り品、食料等を持って避難）

■防災委員が誘導して自治会館に避難（自主防災会が決定した避難順路）

（必要最低限の身の回り品、食料等を持って避難）

【避難所に到着してからの行動】

1. 避難者名簿の提出

■大規模な災害が発生し宝小学校に避難する場合は、被災者管理班（中津森自主防災会が担当）に避難者名簿を提出。宝地域コミュニティセンターに避難する場合は市職員に提出。自治会館に避難する場合には、防災委員が名簿を管理

2. 避難所に入室

■避難所の係員の指示に従い体育館等に入る

3. 避難所生活

- 宝小学校体育館では、自主防災会ごと（自治会ごと）に集団を形成して生活する
- 下大幡自治会館では、畳の部屋には災害弱者（障がい者、お年寄り、妊産婦、乳幼児の親子等）が入り、そのほかの方々は舞台の床で生活する
- 避難所から自宅等に戻る場合は、必ず自主防災会長か避難所運営役員に「戻る」旨の連絡をしてから避難所を出ること

第4章 資料編

下大幡自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、下大幡自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、自主防災会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、自治会内の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 防災委員 若干名
- (5) 監査委員 1名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

3 会計は、本会の会計及び庶務を掌る。

4 防災委員は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

5 監査委員は、本会の会計を監査する。ただし、自治会の監査委員に本会監査を委任することができる。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が毎年1回招集し開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、自治会が行う会議（役員会）をもって替えることができる。

- 4 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を次条に定める役員会に委任することができる。
(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計及び防災委員によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
- (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
 - (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回行う。ただし、必要ある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査委員は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、昭和55年 8月 1日から施行する。

この規約は、令和5年 6月 4日から施行する。

下大幡地区防災資機材備蓄一覧

N0	資機材名	2025 年現在	年 月点検結果
1	小型動力ポンプ スコップ・パール付	1 (要バッテリー交換)	
2	発電機 1.8kw	1	
3	ガソリンタンク 10ℓ・5ℓ	10ℓ : 1、5ℓ : 1	
4	テント	1	
5	投光器	4	
6	延長コード	1	
7	拡声器	2	
8	ブルーシート	1	
9	土嚢袋	50	
10	脚立	1	
11	バケツ	18	
12	スコップ	10	
13	ツルハシ	10	
14	とび口	1	
15	救急箱	7	
16	ヘルメット旧型	25	
17	軍手	11	
18	炊き出し釜・鍋一式	2	
19	コーン	3	
20	コーンバー	2	
21	消火器	2	
22	ロープ ワイヤー・ナイロン	各 1	
23	ラジカセ	1	
24	ワイヤレスマイク	1	
25	のぼり旗	1	
26	小型動力ポンプ用ホース	8	

サントウン宝自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、サントウン宝自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、自主防災会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、自治会内の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 防災委員 若干名
- (5) 監査委員 1名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

3 会計は、本会の会計及び庶務を掌る。

4 防災委員は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

5 監査委員は、本会の会計を監査する。ただし、自治会の監査委員に本会監査を委任することができる。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が毎年1回招集し開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、自治会が行う会議（役員会）をもって替えることができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。

- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を次条に定める役員会に委任することができる。
(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計及び防災委員によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回行う。ただし、必要ある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査委員は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、令和7年 7月 1日から施行する。

サントウン宝地区防災資機材備蓄一覧（旧自治会館敷地内防災倉庫）

NO	資機材名	2025 年現在	年 月点検結果
1	投光器	2	
2	延長コード（ドラム）	2	
3	発電機	1	
4	ヘルメット	2	
5	ブルーシート	9	
6	拡声器	2	
7	レスキューセット	1	
8	救急箱	1	
9	懐中電灯	5	
10	ラジオ	2	
11	トラロープ	6	
12	災害時飲料水長期保存容器	5	
13	テント一式	2	
14	サントウン宝自主防災会旗	1	
15	脚立	3	
16	かまど	2	
17	オガライト	7	
18	消火器各納箱	5	
19	カーペット	2	
20	クーラーボックス	1	
21	折り畳みケース（青）	3	
22	ジョーロ	3	
23	竹ホーキ	2	
24	ホーキ	1	
25	デッキブラシ	1	

（消火放水ポンプ格納庫）

NO	資機材名	2025 年現在	年 月点検結果
1	エンジン放水ポンプ本体	1	
2	取水ホース	1	
3	放水ホース（延長含）	3	
4	混合燃料タンク	1	
5	貯水槽のマンホールを開ける器具	1	
6	エネオス 2 サイクルオイル 0.5ℓ	2	
7	拡声器	1	

●防災関係機関の連絡先一覧

名 称	所 在 地	電話番号
都留市役所	都留市上谷一丁目 1 番 1 号	0554-43-1111 (代表)
宝地域コミュニティセンター	都留市中津森 718 番地	0554-45-6688
大月警察署	大月市大月町真木 197 番地 3	0554-22-0110
大月警察署都留分庁舎	都留市下谷三丁目 2 番 18 号	0554-45-0110
都留市消防本部消防課	都留市上谷二丁目 2 番 9 号	0554-43-2341
都留市消防署	都留市上谷二丁目 2 番 9 号	0554-43-1119
都留市社会福祉協議会	都留市下谷 2516 番地 1	0554-46-5115

下大幡自主防災会
サントウン宝自主防災会